

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 人権に関する県民意識調査事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 人権施策推進課 人権啓発係 電話番号：058-272-1111(内3051)

E-mail : c11227@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,706 千円 (前年度予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	4,706	0	0	0	0	0	0	4,706
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づき、平成14年度に策定した「岐阜県人権施策推進指針」は5年ごとに改訂を行っており、現行の第4次計画が令和10年3月に終期を迎えることから、令和9年度中に第5次改定を行う必要がある。

県民の人権意識に関する調査は、前回実施から5年が経過しているため、改めて調査、分析を行うことで人権意識の現状、変化の把握が必要である。

指針改定年度の骨子案作成までに、現状把握が必要となるため、指針改定の前年度に調査を実施し、指針改定作業を円滑に行う。

(2) 事業内容

人権に関する県民意識調査を実施

調査期間： 令和8年9～10月頃

調査項目： 人権全般及び人権の個別分野に関する項目

設問数： 60～70問程度

調査地域： 岐阜県全域（人口1万人以上の市町村を対象）

調査対象： 18歳以上 2,000人（回収率65%を目標）

抽出方法： 選挙人名簿による層化二段無作為抽出法

調査手法： 調査票の配布は郵送。回収は郵送又はWeb回答方式

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県人権施策推進指針の改定にあたる費用であり、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	160	報告書印刷
役務費	227	調査票返送料金
委託料	4,319	県民意識調査 (企画設計、データ抽出、発送整理、集計、分析等)
合計	4,706	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県人権施策推進指針

(2) 国・他県の状況

近県（東海北陸6県）の類似調査実施状況

- ・富山県 (R5.11) → R10 (5年後)
- ・石川県 (R5.11) → 未定 (計画期間10年)
- ・福井県 (R4.11) → 未定 (計画期間不定期)
- ・静岡県 (R6.7) → R11 (5年後)
- ・愛知県 (R4.10) → R9 (5年後)
- ・三重県 (R4.8) → 未定 (計画期間10年)

(3) 後年度の財政負担

第6次指針改定（令和14年度）に合わせて、その前年度（令和13年度）に調査を実施予定。

(4) 事業主体及びその妥当性

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律において、都道府県は地域の実情を踏まえて、人権教育、啓発に関する施策を策定することとされており、県が指針策定のために県民の意識調査を実施することは妥当である。

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

岐阜県人権施策推進指針（第5次改定）の骨子案を作成するまでに、県民の人権に対する意識の変化を調査・分析し、現状を把握する。

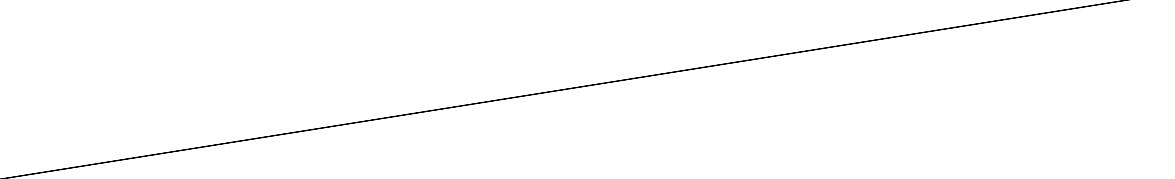
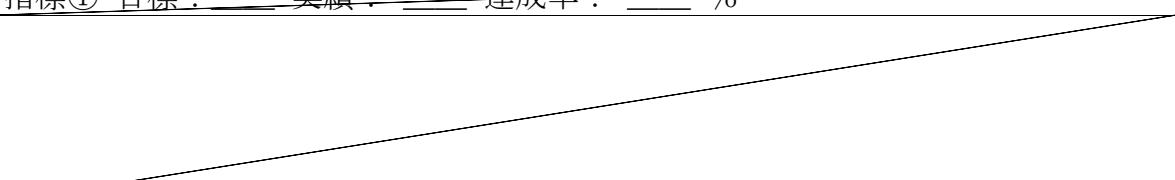
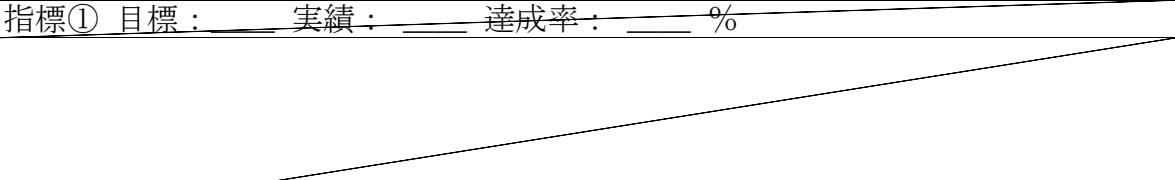
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

岐阜県施策推進指針の改定の策定資料とするために5年に1回行う調査であり、指標の設定になじまない。

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和5年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和6年度	 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	依然として、女性や子ども、外国人などに対する人権侵害や同和問題（部落差別）、インターネット上での人権侵害などの課題が発生している。また近年ではLGBTQ理解増進法が施行（令和5年）されるなど、性的少数者に対する差別や、ヤングケアラーなどの子どもの人権侵害なども注目されている。県として人権に関する県民意識（現状、変化）を的確に把握し、今後の施策へ反映する必要がある。
-----------	---

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり
2：期待どおりの成果あり
1：期待どおりの成果が得られていない
0：ほとんど成果が得られていない

(評価)	
------	--

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)	
------	--

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

人権に関する県民意識（現状・課題）を具体的に把握するための調査項目の検討。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

県民意識調査の結果を基に、必要とされている施策を見極め、指針改定後の効果的な事業展開を図ることで、県民の人権意識の高揚に努めていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	